

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
1	0	0	0	0	第1編	共通編	1	0	0	0	0	第1編	共通編
1	1	0	0	0	第1章	総則	1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	総則	1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	2	0	1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	24	2 4. 電子納品	発注者が指定した工事については、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理システムへ、オンラインにて納品を行うものとする。	1	1	1	2	24	2 4. 電子納品	「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理システムへ、オンラインにて納品を行うものとする。
1	1	1	4	0	1-1-4	施工計画書	1	1	1	4	0	1-1-4	施工計画書
1	1	1	4	6	6. 一般事項	(15) その他	1	1	1	4	6	6. 一般事項	(15) 法定休日・所定休日（週休2日の導入） (16) その他
1	1	1	5	0	1-1-5	コリンズ（CORINS）への登録	1	1	1	5	0	1-1-5	コリンズ（CORINS）への登録
1	1	1	5	2	2. 担当技術者の登録	担当技術者とは、 特例監理技術者 、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人及び専門技術者以外の者で、現場の工程管理、品質管理その他の技術上の管理に従事する技術者をいう。担当技術者を設置する場合は、契約日（途中で設置する場合は当該設置を通知する日）の前日以前に設置する担当技術者と受注者の間に直接的な雇用関係があることを必要とし、「登録のための確認のお願い」を作成する前に、監督職員に雇用関係を証明できる資料の写しを提出しなければならない。 また、施工計画書の（3）現場組織表に担当技術者の氏名、担当内容及び従事期間を記載しなければならない。	1	1	1	5	2	2. 担当技術者の登録	担当技術者とは、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人及び専門技術者以外の者で、現場の工程管理、品質管理その他の技術上の管理に従事する技術者をいう。担当技術者を設置する場合は、契約日（途中で設置する場合は当該設置を通知する日）の前日以前に設置する担当技術者と受注者の間に直接的な雇用関係があることを必要とし、「登録のための確認のお願い」を作成する前に、監督職員に雇用関係を証明できる資料の写しを提出しなければならない。 また、施工計画書の（3）現場組織表に担当技術者の氏名、担当内容及び従事期間を記載しなければならない。
1	1	1	32	0	1-1-32	環境対策	1	1	1	32	0	1-1-32	環境対策
1	1	1	32	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない	1	1	1	32	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。
1	1	1	32	9	9. 特定調達品目（1）	グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。	1	1	1	32	9	9. 特定調達品目（1）	グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。
1	1	1	24	0	1-1-24	施工管理	1	1	1	24	0	1-1-24	施工管理

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
1	1	1	24	10	10. 工事情報共有化	受注者は、発注者が指定した工事については、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、「工事及び設計等業務における情報共有システム実施要領」に基づくこととする。	1	1	1	24	10	10. 工事情報共有化	受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、 原則 、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、「工事及び設計等業務における情報共有システム実施要領」に基づくこととする。
1	1	1	34	0	1-1-34	交通安全管理	1	1	1	34	0	1-1-34	交通安全管理
1	1	1	34	5	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	34	5	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
1	1	1	34	14	14通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	34	14	14通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
1	1	1	36	0	1-1-36	諸法令の遵守	1	1	1	36	0	1-1-36	諸法令の遵守
1	1	1	36	0	(4)	労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）	1	1	1	36	0	(4)	労働基準法（令和6年5月改正 法律第42号）
1	1	1	36	0	(8)	雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）	1	1	1	36	0	(8)	雇用保険法（令和6年6月改正 法律第47号）
	1	1	36	0	(10)	健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号）	1	1	1	36	0	(10)	健康保険法（令和6年6月改正 法律第47号）
1	1	1	36	0	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	1	1	1	36	0	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和6年5月改正 法律第26号）
1	1	1	36	0	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第12号）	1	1	1	36	0	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和5年12月改正 法律第84号）
1	1	1	36	0	(14)	道路法（令和3年3月改正 法律第9号）	1	1	1	36	0	(14)	道路法（令和5年5月改正 法律第34号）
1	1	1	36	0	(15)	道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）	1	1	1	36	0	(15)	道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）
1	1	1	36	0	(17)	道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）	1	1	1	36	0	(17)	道路運送車両法（令和5年6月改正 法律第63号）
1	1	1	36	0	(19)	地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	36	0	(19)	地すべり等防止法（令和5年5月改正 法律第34号）
1	1	1	36	0	(20)	河川法（令和3年5月改正 法律第31号）	1	1	1	36	0	(20)	河川法（令和5年5月改正 法律第34号）

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
1	1	1	36	0	(21)	海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	36	0	(21)	海岸法（令和5年5月改正 法律第34号）
1	1	1	36	0	(24)	漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	36	0	(24)	漁港及び漁場の整備等に関する法律（令和5年5月改正 法律第34号）
1	1	1	36	0	(26)	航空法（令和4年6月改正 法律第62号）	1	1	1	36	0	(26)	航空法（令和5年6月改正 法律第63号）
1	1	1	36	0	(29)	森林法（令和2年6月改正 法律第41号）	1	1	1	36	0	(29)	森林法（令和5年6月改正 法律第63号）
1	1	1	36	0	(39)	砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	1	36	0	(39)	砂利採取法（令和5年6月改正 法律第63号）
1	1	1	36	0	(42)	測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	36	0	(42)	測量法（令和6年6月改正 法律第54号）
1	1	1	36	0	(43)	建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号）	1	1	1	36	0	(43)	建築基準法（令和6年6月改正 法律第53号）
1	1	1	36	0	(44)	都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	1	1	1	36	0	(44)	都市公園法（令和6年5月改正 法律第40号）
1	1	1	36	0	(48)	海上交通安全法（令和3年6月改正 法律第53号）	1	1	1	36	0	(48)	海上交通安全法（令和5年5月改正 法律第34号）
1	1	1	36	0	(51)	船員法（令和3年6月改正 法律第75号）	1	1	1	36	0	(51)	船員法（令和6年5月改正 法律第42号）
1	1	1	36	0	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	1	1	1	36	0	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（令和5年5月改正 法律第24号）
1	1	1	36	0	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正法律第37号）	1	1	1	36	0	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年6月改正法律第54号）
1	1	1	36	0	(63)	厚生年金保険法（令和5年3月改正 法律第3号）	1	1	1	36	0	(63)	厚生年金保険法（令和6年6月改正 法律第47号）
1	1	1	36	0	(68)	所得税法（令和5年6月改正 法律第44号）	1	1	1	36	0	(68)	所得税法（令和6年5月改正 法律第26号）
1	1	1	36	0	(70)	船員保険法（令和5年5月改正 法律第31号）	1	1	1	36	0	(70)	船員保険法（令和6年6月改正 法律第47号）
1	1	1	36	0	(71)	著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）	1	1	1	36	0	(71)	著作権法（令和6年6月改正 法律第55号）
1	1	1	36	0	(72)	電波法（令和4年12月改正 法律第93号）	1	1	1	36	0	(72)	電波法（令和5年12月改正 法律第87号）
1	1	1	36	0	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	1	1	1	36	0	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和6年6月改正 法律第47号）
1	1	1	36	0	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	1	1	1	36	0	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第54号）
1	1	1	36	0	(79)	警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	36	0	(79)	警備業法（令和5年6月改正 法律第63号）
1	1	1	36	0	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号）	1	1	1	36	0	(80)	個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号）
1	1	1	36	0	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和5年6月改正 法律第58号）	1	1	1	36	0	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第53号）
1	1	1	41	3	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	41	3	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
1	2	0	0	0	第2章	土工	1	2	0	0	0	第2章	土工
1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
1	2	2	0	0			1	2	2	0	0		土木研究センター アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル（平成26年9月）
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
1	3	2	0	1	3. 適用規定（2）	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕	1	3	2	0	1	3. 適用規定（2）	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2022年制定〕
1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート
1	3	3	2	0	3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	3-3-2	工場の選定

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工
1	3	7	1	0	3-7-1	一般事項	1	3	7	1	0	3-7-1	一般事項
1	3	7	1	2	2. 照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	1	3	7	1	2	2. 照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。
1	3	7	3	0	3-7-3	加工	1	3	7	3	0	3-7-3	加工
1	3	7	3	0	3. 鉄筋の曲げ半径	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕	1	3	7	3	0	3. 鉄筋の曲げ半径	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2022年制定〕
2	0	0	0	0	第2編	材料編	2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	3	0	0	第3節	骨材	2	2	3	0	0	第3節	骨材
2	2	3	4	0	2-3-4	アスファルト用再生骨材	2	2	3	4	0	2-3-4	アスファルト用再生骨材
2	2	3	4	1		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-13の規格に適合するものとする。	2	2	3	4	1		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-13、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-14とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。
2	2	3	4	0	2-3-4	表2-13 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4	0		表2-13 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質
							2	2	3	4	0		表2-14 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質
2	2	3	5	0	2-3-5	フィラー	2	2	3	5	0	2-3-5	フィラー
2	2	3	5	2	2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-14の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	2	2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-15の規格に適合するものとする。
2	2	3	5	2		表2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2	3	5	2		表2-15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲
2	2	3	5	3	3. 石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-15の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	3	3. 石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-16の規格に適合するものとする。
2	2	3	5	3		表2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の目標値	2	2	3	5	3		表2-16 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定
2	2	3	6	0	2-3-6	安定材	2	2	3	6	0	2-3-6	安定材
2	2	3	6	1	1. 瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	1	1. 瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料（再生舗装工法における新アスファルトを含む）の品質は、表2-17に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-18に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
2	2	3	6	1		表2－16 舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6	1		表2－17 舗装用石油アスファルトの規格
2	2	3	6	1		表2－17 石油アスファルト乳剤の規格	2	2	3	6	1		表2－18 石油アスファルト乳剤の規格
2	2	4	0	0	第4節	道路土工	2	2	4	0	0	第4節	道路土工
2	2	4	3	0	2-4-3	路体盛土工	2	2	4	3	0	2-4-3	路体盛土工
2	2	4	3	7	7. 岩塊、玉石の路対盛土		2	2	4	3	7	7. 岩塊、玉石の路体盛土	
2	2	6	0	0	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	第6節	セメント及び混和材料
2	2	6	2	0	2-6-2	セメント	2	2	6	2	0	2-6-2	セメント
2	2	6	2	1	1. 適用規格	セメントは表2－18の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	1	1. 適用規格	セメントは表2－19の規格に適合するものとする。
2	2	6	2	1		表2－18 セメントの種類	2	2	6	2	1		表2－19 セメントの種類
2	2	6	2	3	3. 普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2－19の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	3	3. 普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2－20の規格に適合するものとする。
2	2	6	2	3		表2－19 普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3		表2－20 普通ポルトランドセメントの品質
2	2	8	0	0	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	第8節	瀝青材料
2	2	8	1	0	2-8-1	一般瀝青材料	2	2	8	1	0	2-8-1	一般瀝青材料
2	2	8	1	1	1. 適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2－3－6安定材の表2－16の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	1	1. 適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2－3－6安定材の表2－17の規格に適合するものとする。
2	2	8	1	2	2. ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2－20の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2－20に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2	2	8	1	2	2. ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2－21の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2－21に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。
2	2	8	1	2		表2－20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	2		表2－21 ポリマー改質アスファルトの標準的性状
2	2	8	1	3	3. セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2－21の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	3	3. セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2－22の規格に適合するものとする。
2	2	8	1	3		表2－21 セミブローンアスファルト（AC－100）の規格	2	2	8	1	3		表2－22 セミブローンアスファルト（AC－100）の規格
2	2	8	1	4	4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2－22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2－23の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	4	4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2－23の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2－24の規格に適合するものとする。
2	2	8	1	4		表2－22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4		表2－23 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状
2	2	8	1	4		表2－23 硬質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4		表2－24 硬質アスファルトの標準的性状
2	2	8	1	5	5. 石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は表2－17、表2－24の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	5	5. 石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は表2－17、表2－25の規格に適合するものとする。
2	2	8	1	5		表2－24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2	8	1	5		表2－25 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状
2	2	8	3	0	2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	2-8-3	再生用添加剤
2	2	8	3	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2－25、表2－26、表2－27の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2－26、表2－27、表2－28の規格に適合するものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
2	2	8	3	0		表2－25 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）路上表層再生用	2	2	8	3	0		表2－26 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）路上表層再生用
2	2	8	3	0		表2－26 再生用添加剤の品質（オイル系）路上表層再生用	2	2	8	3	0		表2－27 再生用添加剤の品質（オイル系）路上表層再生用
2	2	8	3	0		表2－27 再生用添加材の標準的性状	2	2	8	3	0		表2－28 再生用添加材の標準的性状
2	2	12	0	0	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	第12節	道路標識及び区画線
2	2	12	1	0	2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	2-12-1	道路標識
2	2	12	1	(4)	(4)反射シート	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2－28、表2－29に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2－28、表2－29に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、受注者は監督職員の確認を受けなければならない。	2	2	12	1	(4)	(4)反射シート	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2－29、表2－30に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2－29、表2－30に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、受注者は監督職員の確認を受けなければならない。
2	2	12	1	(4)		表2－28 封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	(4)		表2－29 封入レンズ型反射シートの反射性能
2	2	12	1	(4)		表2－29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	(4)		表2－30 カプセルレンズ型反射シートの反射性能
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	2	0	0	0	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
3	2	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	3	2	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）
3	2	2	0	0		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21	3	2	2	0	0		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（令和5
3	2	3	0	0	第3節	共通点工種	3	2	3	0	0	第3節	共通点工種
3	2	3	25	0	2-3-25	銘板工	3	2	3	25	0	2-3-25	銘板工
3	2	3	25	1	1. 一般事項	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（ 铸件銅合金地金 ）を使用し、寸法及び記載事項は、図2－2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と 協議しなければならない。	3	2	3	25	1	1. 一般事項	受注者は、橋歴板に 用いる 材質は 表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする 。寸法及び記載事項は、図2－2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。
3	2	5	0	0	第5節	石・ブロック積（張）工	3	2	5	0	0	第5節	石・ブロック積（張）工
3	2	5	3	0	2-5-3	コンクリートブロック工	3	2	5	3	0	2-5-3	コンクリートブロック工
3	2	5	3	7	7.伸縮目地、水抜き孔の施工	（1）伸縮目地材は、瀝青繊維質目地材とし、厚さは10mmとし、施工間隔は10mを標準とする。 （2）水抜き孔（硬質塩化ビニールVU管）は2～3㎡当たり1ヶ所を標準とし、孔の大きさは呼び径50を標準として設置すること。なお、排水孔には土砂流出防止網を設置すること。	3	2	5	3	7	7.伸縮目地、水抜き孔の施工	（1）伸縮目地材は、瀝青繊維質目地材とし、厚さは10mmとし、施工間隔は10mを標準とする。 なお、河川護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板は、樹脂発泡体の厚さ10mmとする。 （2）水抜き孔（硬質塩化ビニールVU管）は、 道路擁壁には2～3㎡当たり1ヶ所を標準とし、孔の大きさは呼び径50を標準として設置すること。なお、排水孔には土砂流出防止網を設置すること。河川護岸には、常時水位以下は水抜き孔は設けず、洪水時の水位に対し掘込河道等において残留水圧が大きくなる場合には、水抜き孔を2～3㎡当たり1ヶ所を設けるものとする。
3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工
3	2	6	3	0	2-6-3	アスファルト舗装の材料	3	2	6	3	0	2-6-3	アスファルト舗装の材料

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	6	3	11	11. アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-23、表2-24の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	11	11. アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-3-3 5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）の表2-10鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-3-4 アスファルト用再生骨材の表2-13針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-14圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。
3	2	6	3	11		表2-23 鉄鋼スラグの品質規格							
3	2	6	3	11		表2-24 アスファルトコンクリート再生骨材の品質							
3	2	6	3	15	15. 適用規格（再生アスファルト(2)）	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成22年11月）による。	3	2	6	3	15	15. 適用規格（再生アスファルト(2)）	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、令和6年3月）による。
3	2	6	3	20	20.（加熱アスファルト）(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	20	20.（加熱アスファルト）(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-23、表2-24の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	21	21. マーシャル安定度試験	表2-25、表2-26に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21	21. マーシャル安定度試験	表2-23、表2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。
3	2	6	3	21		表2-25 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	3	21		表2-23 マーシャル安定度試験基準値
3	2	6	3	21		表2-26 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3	21		表2-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲
3	2	6	7	0	2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	3	0	2-6-3	アスファルト舗装の材料
3	2	6	7	3	3. セメント及び石灰安定処理の規定(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-27の規格による。	3	2	6	7	3	3. セメント及び石灰安定処理の規定(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-25の規格による。
3	2	6	7	3		表2-27 安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3		表2-25 安定処理路盤の品質規格
3	2	6	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-28に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。
3	2	6	7	4		表2-28 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4		表2-26 マーシャル安定度試験基準値
3	2	6	8	0	2-6-8	半たわみ性舗装工	3	2	6	8	0	2-6-8	半たわみ性舗装工
3	2	6	8	4	4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7 施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8	4	4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-8 施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	6	9	0	2-6-9	排水性舗装工	3	2	6	9	0	2-6-9	排水性舗装工

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	6	9	3	3．バインダ（アスファルト）の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2－29の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	3	3．バインダ（アスファルト）の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2－27の標準的性状を満足するものでなければならない。
3	2	6	9	3		表2－29 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3		表2－27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状
3	2	6	9	4	4．タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR－T）を使用することとし、表2－30の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	4	4．タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR－T）を使用することとし、表2－28の標準的性状を満足するものでなければならない。
3	2	6	9	4		表2－30 アスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9	4		表2－28 アスファルト乳剤の標準的性状
3	2	6	9	5	5．ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2－31を標準とし、表2－32に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）および「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	3	2	6	9	5	5．ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2－29を標準とし、表2－30に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）および「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
3	2	6	9	5		表2－31 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	3	2	6	9	5		表2－29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲
3	2	6	9	5		表2－32 ポーラスアスファルト混合物の目標値	3	2	6	9	5		表2－30 ポーラスアスファルト混合物の目標値
3	2	6	11	0	2-6-11	グースアスファルト舗装工	3	2	6	11	0	2-6-11	グースアスファルト舗装工
3	2	6	11	6	6．接着剤の塗布（2）	接着剤の規格は表2－33、表2－34を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	6．接着剤の塗布（2）	接着剤の規格は表2－31、表2－32を満足するものでなければならない。
3	2	6	11	6		表2－33 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6		表2－31 接着剤の規格鋼床版用
3	2	6	11	6		表2－34 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6		表2－32 接着剤の規格コンクリート床版用
3	2	6	11	8	8．グースアスファルトの示方配合（1）	骨材の標準粒度範囲は表2－35に適合するものとする。	3	2	6	11	8	8．グースアスファルトの示方配合（1）	骨材の標準粒度範囲は表2－33に適合するものとする。
3	2	6	11	8		表2－35 骨材の標準粒度範囲	3	2	6	11	8		表2－33 骨材の標準粒度範囲
3	2	6	11	8	8．グースアスファルトの示方配合（2）	標準アスファルト量の規格は表2－36に適合するものとする。	3	2	6	11	8	8．グースアスファルトの示方配合（2）	標準アスファルト量の規格は表2－34に適合するものとする。
3	2	6	11	8		表2－36 標準アスファルト量	3	2	6	11	8		表2－34 標準アスファルト量

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
3	2	6	11	9	9. 設計アスファルト量の決定（1）	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2－37の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	9	9. 設計アスファルト量の決定（1）	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2－35の基準値を満足するものでなければならない。
3	2	6	11	9		表2－37 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11	8		表2－35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値
3	2	6	11	11	11. 混合物の製造（1）	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2－38を満足するものとする。	3	2	6	11	11	11. 混合物の製造（1）	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2－36を満足するものとする。
3	2	6	11	11		表2－38 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	3	2	6	11	11		表2－36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度
3	2	6	11	13	13. 目地工の施工（4）	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2－39の規格を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	13	13. 目地工の施工（4）	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2－37の規格を満足するものでなければならない。
3	2	6	11	13		表2－39 目地材の規格	3	2	6	11	13		表2－37 目地材の規格
3	2	6	12	0	2-6-12	グースアスファルト舗装工	3	2	6	11	0	2-6-11	グースアスファルト舗装工
3	2	6	12	3	3. セメント及び石灰安定処理の規定（3）	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3－40、表3－41の規格に適合するものとする。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	3	3. セメント及び石灰安定処理の規定（3）	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3－38、表3－39の規格に適合するものとする。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。
3	2	6	12	3		表2－40 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3		表2－38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格
3	2	6	12	3		表2－41 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3		表2－39 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格
3	2	6	12	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定（1）	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2－42に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	12	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定（1）	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2－40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。
3	2	6	12	4		表2－42 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	12	4		表2－40 マーシャル安定度試験基準値
3	2	6	12	6	6. コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2－43の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	6	6. コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2－41の規格に適合するものとする。
3	2	6	12	6		表2－43 コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6		表2－41 コンクリートの配合基準
3	2	6	12	7	7. 材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2－44の許容誤差の範囲内とする。	3	2	6	12	7	7. 材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2－42の許容誤差の範囲内とする。
3	2	6	12	7		表2－44 計量誤差の許容値	3	2	6	12	7		表2－42 計量誤差の許容値

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	6	12	9	9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定（1）	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章8－4－10 暑中および寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1－1－4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定（1）	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章8－4－10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定によるものとし、第1編1－1－4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。
3	2	6	12	13	13. 転圧コンクリート舗装の規定（2）	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表 2-34、表 2-35 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	13	13. 転圧コンクリート舗装の規定（2）	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表 2-38、表 2-39 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。
3	2	6	12	13	13. 転圧コンクリート舗装の規定（4）	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4－2 配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2－45によるものとする。	3	2	6	12	13	13. 転圧コンクリート舗装の規定（4）	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4－2 配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2－43によるものとする。
3	2	6	12	13		表2－45 示方配合表	3	2	6	12	13		表2－43 示方配合表
3	2	6	12	14	14. コンクリート舗装目地の規定（9）	注入目地材（加熱施工式）の品質は、表2－46を標準とする。	3	2	6	12	14	14. コンクリート舗装目地の規定（9）	注入目地材（加熱施工式）の品質は、表2－44を標準とする。
3	2	6	12	14		表2－46 注入目地材（加熱施工式）の品質	3	2	6	12	14		表2－44 注入目地材（加熱施工式）の品質
3	2	10	23	0	2-10-13	足場工	3	2	10	23	0	2-10-13	足場工
3	2	10	23	0		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議すること。	3	2	10	23	0		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 令和5年12月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議すること。
3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）	3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）
3	2	12	2	0	2-12-2	材料	3	2	12	2	0	2-12-2	材料
3	2	12	2	3	3. 溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表2－47に従って設定しなければならない。	3	2	12	3	3	3. 溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表2－45に従って設定しなければならない。
3	2	12	2	3		表2－47 溶接材料区分	3	2	12	3	3		表2－45 溶接材料区分
3	2	12	2	4	4. 被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表2－48に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	3	4	4. 被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表2－46に従って乾燥させなければならない。
3	2	12	2	4		表2－48 溶接棒乾燥の温度と時間	3	2	12	3	4		表2－46 溶接棒乾燥の温度と時間
3	2	12	2	5	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2－49に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	3	5	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2－47に従って乾燥させなければならない。
3	2	12	2	5		表2－49 フラックスの乾燥の温度と時間	3	2	12	3	5		表2－47 フラックスの乾燥の温度と時間

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
3	2	12	2	7	7. 工場塗装工の材料（4）	受注者は、多液形塗料の可使時間は、表2－50の基準を遵守しなければならない。	3	2	12	3	7	7. 工場塗装工の材料（4）	受注者は、多液形塗料の可使時間は、表2－48の基準を遵守しなければならない。
3	2	12	2	7		表2－50 多液形塗料の可使時間	3	2	12	3	5		表2－48 多液形塗料の可使時間
3	2	12	3	0	2-12-3	桁製作工	3	2	12	2	0	2-12-2	材料
3	2	12	3	1	1. 製作加工（2）	ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2－51に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	1. 製作加工（2）	ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2－49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。
3	2	12	3	1		表2－51 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3	1		表2－49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値
3	2	12	3	1	1. 製作加工（8）	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表2－53の条件を満たす場合に限り、表2－52により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2－54とする。	3	2	12	3	1	1. 製作加工（8）予熱	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表2－51の条件を満たす場合に限り、表2－50により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2－52とする。
3	2	12	3	1		表2－52 予熱温度の標準	3	2	12	3	1		表2－50 予熱温度の標準
3	2	12	3	1		表2－53 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	3	2	12	3	1		表2－51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件
3	2	12	3	1		表2－54 PCM値と予熱温度の標準	3	2	12	3	1		表2－52 PCM値と予熱温度の標準
3	2	12	3	1	1. 製作加工（11）①	受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表2－55に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。	3	2	12	3	1	1. 製作加工（11）①	受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表2－53に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。
3	2	12	3	1		表2－55 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1		表2－53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率
3	2	12	3	1	1. 製作加工（11）②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2－56に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	3	2	12	3	1	1. 製作加工（11）②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2－54に示す非破壊試験に従い行わなければならない。
3	2	12	3	1		表2－56 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1		表2－54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率
3	2	12	3	1	1. 製作加工（12）	補修方法は、表2－57に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。	3	2	12	3	1	1. 製作加工（12）	補修方法は、表2－55に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。
3	2	12	3	1		表2－57 欠陥の補修方法	3	2	12	3	1		表2－55 欠陥の補修方法
3	2	12	3	1	1. 製作加工（13）	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2－58によるものとする。	3	2	12	3	1	1. 製作加工（13）	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2－56によるものとする。
3	2	12	3	1		表2－58 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	3	2	12	3	1		表2－56 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
3	2	12	3	1	1. 製作加工 (14) 2（1）	ボルト孔の径は、表2－59に示すとおりとする。	3	2	12	3	1	1. 製作加工 (14) 2（1）	ボルト孔の径は、表2－57に示すとおりとする。
3	2	12	3	1		表2－59　ボルト孔の径	3	2	12	3	1		表2－57　ボルト孔の径
3	2	12	3	1	1. 製作加工 (14) 2（2）	ボルト孔の径の許容差は、表2－60に示すとおりとする。	3	2	12	3	1	1. 製作加工 (14) 2（2）	ボルト孔の径の許容差は、表2－58に示すとおりとする。
3	2	12	3	1		表2－60　ボルト孔の径の許容差	3	2	12	3	1		表2－58　ボルト孔の径の許容差
3	2	12	3	1	1. 製作加工 (14) 2（3）②	受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2－59のとおりにしなければならない。	3	2	12	3	1	1. 製作加工 (14) 2（3）②	受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2－59のとおりにしなければならない。
3	2	12	3	1		表2－61　ボルト孔の貫通率及び停止率	3	2	12	3	1		表2－59　ボルト孔の貫通率及び停止率
3	2	12	8	0	2-12-8	アンカーフレーム製作工	3	2	12	8	0	2-12-8	アンカーフレーム製作工
3	2	12	8	2	2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2－62によらなければならない。	3	2	12	8	2	2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2－60によらなければならない。
3	2	12	8	2		表2－62　ねじの種類、ピッチ及び精度	3	2	12	8	2		表2－60　ねじの種類、ピッチ及び精度
3	2	12	11	0	2-12-11	工場塗装工	3	2	12	11	0	2-12-11	工場塗装工
3	2	12	11	3	3. 気温湿度の条件	受注者は、気温、湿度の条件が表2－63の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	3	2	12	11	3	3. 気温湿度の条件	受注者は、気温、湿度の条件が表2－61の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。
3	2	12	11	3		表2－63　塗装禁止条件	3	2	12	11	3		表2－61　塗装禁止条件
3	2	15	0	0	第15節	擁壁工（共通）	3	2	15	0	0	第15節	擁壁工（共通）
3	2	15	3	0	2-15-3	補強土壁工	3	2	15	3	0	2-15-3	補強土壁工
3	2	15	3	9	9. 盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編2－4－3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	3	2	15	3	9	9. 盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、各補強土工法のマニュアルに基づき、一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。
6	0	0	0	0	第6編	河川編	6	0	0	0	0	第6編	河川編
6	1	7	0	0	第7節	法覆護岸工	6	1	7	0	0	第7節	法覆護岸工
6	1	7	2	0	1-7-2	材料	6	1	7	2	0	1-7-2	材料
6	1	7	2				6	1	7	2	2	2. 目地材	河川護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地材は、樹脂発泡体の厚さ10mmのもので表2-1によるものとする。
6	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管
6	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	3	2	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準（案）（令和5年10月）	6	3	2	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準（案）（令和6年5月）
6	3	2	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月）	6	3	2	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和6年3月）
6	4	0	0	0	第4章	水門	6	4	0	0	0	第4章	水門
6	4	3	0	0	第3節	工場製作工	6	4	3	0	0	第3節	工場製作工
6	4	3	8	0	4-3-8	鋳造費	6	4	3	8	0	4-3-8	鋳造費

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
6	4	3	8	0		受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202（ 鋳物用銅合金地金 ）によらなければならない。	6	4	3	8	0		受注者は、橋歴板の材質については、 第3編2-3-25銘板工の規定 による。
6	5	0	0	0	第5章	堰	6	5	0	0	0	第5章	堰
6	5	1	0	0	第1節	適用	6	5	1	0	0	第1節	適用
6	5	1	0	5	5．適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「 機械工事共通仕様書（案） 」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	5．適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「 機械工事共通仕様書（案） 」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。
9	0	0	0	0	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	第9編	ダム編
9	2	0	0	0	第2章	フィルダム	9	2	0	0	0	第2章	フィルダム
9	2	3	0	0	第3節	掘削工	9	2	3	0	0	第3節	掘削工
9	2	3	2	0	2-3-2	掘削分類	9	2	3	2	0	2-3-2	掘削分類
9	2	3	2	0		ただし、第9編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	9	2	3	2	0		ただし、第9編2-3-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。
10	0	0	0	0	第10編	道路編	10	0	0	0	0	第10編	道路編
10	1	0	0	0	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	第1章	道路改良
10	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	1	2	0	0			10	1	2	0	0		土木研究センター アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル（平成26年9月）
10	1	2	0	0		全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻（平成12年9月）	10	1	2	8	0		
10	2	0	0	0	第2章	舗装	10	2	0	0	0	第2章	舗装
10	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	2	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	10	2	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）
10	2	4	0	0	第4節	舗装工	10	2	4	0	0	第4節	舗装工
10	2	4	10	0	2-4-10	コンクリート舗装工	10	2	4	10	0	2-4-10	コンクリート舗装工
10	2	4	10	4	4．初期養生	初期養生は、十分な量の被膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	10	2	4	10	4	4．初期養生	初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。
10	2	5	0	0	第5節	排水構造物工（路面排水工）	10	2	5	0	0	第5節	排水構造物工（路面排水工）
10	2	5	5	0	2-5-5	集水柵（街渠柵）・マンホール工	10	2	5	5	0	2-5-5	集水柵（街渠柵）・マンホール工
10	2	5	5	1	1．街渠柵の基礎		10	2	5	5	1	1．街渠柵の基礎	
10	2	8	0	0	第8節	防護柵工	10	2	8	0	0	第8節	防護柵工
10	2	8	7	0	2-8-7	防護柵基礎工	10	2	8	7	0	2-8-7	防護柵基礎工
10	2	8	7	1	1．適用規定	防護柵基礎工の施工については、 第1編3章 の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	10	2	8	7	1	1．適用規定	防護柵基礎工の施工については、 第1編第3章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
10	2	9	0	0	第9節	標識工	10	2	9	0	0	第9節	標識工
10	2	9	1	0	2-9-1	一般事項	10	2	9	1	0	2-9-1	一般事項
10	2	9	1	3	3．適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工（床堀り・埋戻し）、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和4年1月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	3．適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工（床堀り・埋戻し）、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和6年9月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	12	0	0	第12節	道路付属施設工	10	2	12	0	0	第12節	道路付属施設工
10	2	12	1	0	2-12-1	一般事項	10	2	12	1	0	2-12-1	一般事項

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	2	12	1	3	3．適用規定	受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」（日本道路協会、昭和59年10月）の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」（日本道路協会、平成19年10月改訂）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協会、昭和21年6月）の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」（日本道路協会、昭和55年12月）の規定、第3編2－3－10道路付属物工の規定、本編2－5－3側溝工、2－5－5集水桝（街渠桝）・マンホール工、2－12－3境界工及び2－12－6照明工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	12	1	3	3．適用規定	受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」（日本道路協会、昭和59年10月）の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」（日本道路協会、平成19年10月改訂）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」（日本道路協会、昭和55年12月）の規定、第3編2－3－10道路付属物工の規定、本編2－5－3側溝工、2－5－5集水桝（街渠桝）・マンホール工、2－12－3境界工及び2－12－6照明工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部
10	4	3	0	0	第3節	工場製作工	10	4	3	0	0	第3節	工場製作工
10	4	3	11	0	4-3-11	鋳造費	10	4	3	11	0	4-3-11	鋳造費
10	4	3	11	0		橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	10	4	3	11	0		橋歴板に用いる材質は、第3編2－3－25銘板工の規定による。
10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部
10	5	3	0	0	第3節	工場製作工	10	5	3	0	0	第3節	工場製作工
10	5	3	7	0	5-3-7	鋳造費	10	5	3	7	0	5-3-7	鋳造費
10	5	3	7	0		橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	10	5	3	7	0		橋歴板に用いる材質は、第3編2－3－25銘板工の規定による。
10	6	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）	10	6	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）
10	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	6	2	0	0		厚生労働省「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成30年1月）	10	6	2	0	0		厚生労働省「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（令和6年3月）
10	6	8	0	0	第8節	坑門工	10	6	8	0	0	第8節	坑門工
10	6	8	6	0	6-8-6	銘板工	10	6	8	6	0	6-8-6	銘板工
10	6	8	6	2	2．標示板の材質	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とし、両坑口に図6－2を標準として取付けしなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	10	6	8	6	2	2．標示板の材質	受注者は、標示板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。なお、両坑口に図6－2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	7	2	0	0		土木学会「コンクリート標準示方書（設計編）」〔2023年制定〕	10	7	2	0	0		土木学会「コンクリート標準示方書（設計編）」〔2022年制定〕
10	7	6	0	0	第6節	シェッド付属物工	10	7	6	0	0	第6節	シェッド付属物工
10	7	6	5	0	7-6-5	銘板工	10	7	6	5	0	7-6-5	銘板工
10	7	6	5	2	2．標示板の材質	銘板の材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。	10	7	6	5	2	2．標示板の材質	銘板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。
10	7	6	5	2		図7-1	10	7	6	5	2		削除
10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド
10	8	7	0	0	第7節	シェッド付属物工	10	8	7	0	0	第7節	シェッド付属物工
10	8	7	5	0	8-7-5	銘板工	10	8	7	5	0	8-7-5	銘板工

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	8	7	5	0			10	8	7	5	1	1. 銘板の施工	受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、 設計図書 に基づき施工しなければならない。ただし 設計図書 に明示のない場合は、 設計図書 に関して監督職員に 協議 しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と 協議 しなければならない。
10	8	7	5	0		第10 編 7－6－5 銘板工の規定による。	10	8	7	5	2	2. 銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。
10	8	7	5	0			10	8	7	5	3	3. 銘板	受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。
10	14	0	0	0	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	第14章	道路維持
10	14	1	0	0	第1節	適用	10	14	1	0	0	第1節	適用
10	14	1	0	5	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編1－1－42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	14	1	0	5	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編1－1－43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
10	14	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	14	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	14	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	10	14	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）
10	14	4	0	0	第4節	舗装工	10	14	4	0	0	第4節	舗装工
10	14	4	7	0	14-4-7	路上再生工	10	14	4	7	0	14-4-7	路上再生工
10	14	4	7	1	1. 路上再生路盤（3）	受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	1	1. 路上再生路盤（3）	受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。
10	14	4	7	2	2. 路上表層再生工（2）①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－25マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	2	2. 路上表層再生工（3）	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。
10	14	4	7	2	2. 路上表層再生工（3）	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－25マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	10	14	4	7	2	2. 路上表層再生工（3）	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。
10	16	0	0	0	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	第16章	道路修繕
10	16	1	0	0	第1節	適用	10	16	1	0	0	第1節	適用
10	16	1	0	5	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編1－1－42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	16	1	0	5	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編1－1－43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
10	16	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	16	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	10	16	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	16	24	0	0	第24節	橋脚巻立て工	10	16	24	0	0	第24節	橋脚巻立て工
10	16	24	4	0	16-24-4	R C 橋脚鋼板巻立て工	10	16	24	4	0	16-24-4	R C 橋脚鋼板巻立て工
10	16	24	4	27	27. 騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-31環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	16	24	4	27	27. 騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-32環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10	16	24	5	0	16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	10	16	24	5	0	16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工
10	16	24	5	6	6. 騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-31環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	10	16	24	5	6	6. 騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-32環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編	12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編
12	1	0	0	0	第1章	基盤整備	12	1	0	0	0	第1章	基盤整備
12	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	1	2	0	0			12	1	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 （令和3年5月）
12	1	2	0	0			12	1	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 （令和3年7月）
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）（平成24年8月）	12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）（平成24年9月）
12	1	2	0	0			12	1	2	0	0		土木研究センター アデムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル（平成26年9月）
12	1	10	0	0	第10節	公園施設等撤去・移設工	12	1	10	0	0	第10節	公園施設等撤去・移設工
12	1	10	4	0	1-10-4	伐採工	12	1	10	4	0	1-10-4	伐採工
12	1	10	4	1		受注者は、高木伐採、中低木伐採、枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	12	1	10	4	1		受注者は、高木伐採、中低木伐採の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
12	1	10	4	3		受注者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。	12	1	10	4	2		受注者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。また、掘り取った根株は建設発生木材として処分しなければならない。
12	1	10	4	2		受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	12	1	10	4	3		受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。
12	2	0	0	0	第2章	植栽	12	2	0	0	0	第2章	植栽
12	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	2	2	0	0			12	2	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 （令和3年5月）
12	2	2	0	0			12	2	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 （令和3年7月）
12	2	2	0	0			12	2	2	0	0		国土交通省都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案） （平成29年9月）
12	2	3	0	0	第3節	植栽工	12	2	3	0	0	第3節	植栽工
12	2	3	2	0	2-3-2	材料	12	2	3	2	0	2-3-2	材料
12	2	3	2	8	(1)	薬剤は、農薬取締法（平成30年、法律第53号）に基づくものでなければならない。	12	2	3	2	8	(1)	薬剤は、農薬取締法（令和5年5月改正、法律第36号）に基づくものでなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	3	0	0	0	第3章	緑地育成	12	3	0	0	0	第3章	緑地育成
12	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	3	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 （平成27年5月）	12	3	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 （令和3年7月）
12	3	2	0	0			12	3	2	0	0		国土交通省都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案） （平成29年9月）
12	3	5	0	0	第5節	樹木育成工	12	3	5	0	0	第5節	樹木育成工
12	3	5	3	0	3-5-3	病害虫防除工	12	3	5	3	0	3-5-3	病害虫防除工
12	3	5	3	5	(4)	薬剤施用に使用する薬剤の取り扱いについては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の関係法令等を遵守するとともに、メーカーなどで定める使用方法に従って適正に行わなければならない。	12	3	5	3	0	(4)	薬剤施用に使用する薬剤の取り扱いについては、農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）等の関係法令等を遵守するとともに、メーカーなどで定める使用方法に従って適正に行わなければならない。
12	3	6	0	0	第6節	芝生地育成工	12	3	6	0	0	第6節	芝生地育成工
12	3	6	2	0	3-6-2	材料	12	3	6	2	0	3-6-2	材料
12	3	6	2	1		受注者は、芝生地育成工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくものでなければならない。	12	3	6	2	1		受注者は、芝生地育成工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。
12	4	0	0	0	第4章	施設整備	12	4	0	0	0	第4章	施設整備
12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	4	2	0	0			12	4	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 （令和3年5月）
12	4	2	0	0			12	4	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 （令和3年7月）
12	4	2	0	0		国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 （平成18年12月）	12	4	2	0	0		国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 （平成24年3月）
12	4	2	0	0		日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 改訂版 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインガイドライン（改訂版）の解説（平成29年3月）	12	4	2	0	0		日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 令和6年版 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインガイドライン（改訂第2版）の解説（令和6年6月）
12	4	2	0	0		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月）	12	4	2	0	0		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）（令和6年6月）
12	4	2	0	0		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具施設）（平成26年6月）	12	4	2	0	0		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具施設）（令和6年6月）
12	4	2	0	0		日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014（平成26年6月）	12	4	2	0	0		日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2024（令和6年4月）
12	4	2	0	0			12	4	2	0	0		国土交通省 みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり参考事例集（令和6年4月）
12	4	2	0	0			12	4	2	0	0		空気調和・衛生工学会 空気調和・衛生工学便覧 給排水衛生設備編（平成22年2月）
12	4	2	0	0		日本下水道協会下水道施設計画・設計指針と解説2019版（令和元年10月）	12	4	2	0	0		日本下水道協会下水道施設計画・設計指針と解説（前編）（令和元年9月）
12	4	2	0	0		日本電気協会 内線規程（平成28年9月）	12	4	2	0	0		日本電気協会 内線規程第14版（令和4年12月）
12	4	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月）	12	4	2	0	0		日本道路協会 令和7年版 舗装再生便覧（令和7年3月）

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	4	2	0	0			12	4	2	0	0		日本道路協会 自転車利用環境整備のためのキーポイント（平成25年6月）
12	4	2	0	0		国土交通省 土木工事安全施工技術指針（令和3年3月）	12	4	2	0	0		国土交通省 土木工事安全施工技術指針（令和4年2月）
12	4	2	0	0		土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）	12	4	2	0	0		土木学会 舗装標準示方書 2023年制定（令和5年10月）
12	4	3	0	0	第3節	給水設備工	12	4	3	0	0	第3節	給水設備工
12	4	3	1	0	4-3-1	一般事項	12	4	3	1	0	4-3-1	一般事項
12	4	3	1	2		受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省、平成31年4月）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定によるものとする。	12	4	3	1	2		受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定によるものとする。
12	4	3	5	0	4-3-5	循環設備工	12	4	3	5	0	4-3-5	循環設備工
12	4	3	5	1		受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編及び電気設備工事編）」の規定によるものとする。	12	4	3	5	1		受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）、及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版（国土交通省、令和7年3月）」の規定による。
12	4	3	7	0	4-3-7	消火栓工	12	4	3	7	0	4-3-7	消火栓工
12	4	3	7	1		消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第5編給排水衛生設備工事の規定によるものとする。	12	4	3	7	1		消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」第5編給排水衛生設備工事の規定による。
12	4	6	0	0	第6節	電気設備工	12	4	6	0	0	第6節	電気設備工
12	4	6	1	0	4-6-1	一般事項	12	4	6	1	0	4-6-1	一般事項
12	4	6	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、電気通信設備工事共通仕様書の規定によらなければならない。	12	4	6	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）及び「電気通信設備工事共通仕様書令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。
12	4	7	0	0	第7節	園路広場整備工	12	4	7	0	0	第7節	園路広場整備工
12	4	7	2	0	4-7-2	材料	12	4	7	2	0	4-7-2	材料
12	4	7	2	8		施設仕上げ工の材料については、公共建築工事標準仕様書（建築工事編10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定によるものとする。	12	4	7	2	8		施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。
12	4	11	0	0	第11節	管理施設整備工	12	4	11	0	0	第11節	管理施設整備工
12	4	11	6	0	4-11-6	井戸工	12	4	11	6	0	4-11-6	井戸工
12	4	11	6	1		さく井の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第7さく井設備工事の規定によるものとする。	12	4	11	6	1		さく井の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）第7編さく井設備工事の規定による。

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	4	11	6	3		受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）の規定によるものとする。	12	4	11	6	3		受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）、及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。
12	4	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工	12	4	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工
12	4	12	1	0	4-12-1	一般事項	12	4	12	1	0	4-12-1	一般事項
12	4	12	1	2		建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない場合は公共建築工事標準仕様書（建築工事、機械設備工事編、電気設備工事編）の規定によるものとする。	12	4	12	1	2		建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）、及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。
12	4	13	0	0	第13節	施設仕上げ工	12	4	13	0	0	第13節	施設仕上げ工
12	4	13	2	0	4-13-2	材料	12	4	13	2	0	4-13-2	材料
12	4	13	2	1		施設仕上げ工の材料については、公共建築工事 標準仕様書（建築工事編）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定によるものとする。	12	4	13	2	1		施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事 標準仕様書（建築工事編）令和7年版10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。
12	4	13	3	0	4-13-3	塗装仕上げ工	12	4	13	3	0	4-13-3	塗装仕上げ工
12	4	13	3	1		素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗装仕上げについては、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第18章塗装工事の規定によるものとする。	12	4	13	3	1		素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗装仕上げについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、令和7年3月）第18章塗装工事の規定による。
12	4	13	4	0	4-13-4	加工仕上げ工	12	4	13	4	0	4-13-4	加工仕上げ工
12	4	13	4	1		石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、15章左官工事の規定によるものとする。	12	4	13	4	1		石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版10章石工事、15章左官工事」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。
12	4	13	5	0	4-13-5	左官仕上げ工	12	4	13	5	0	4-13-5	左官仕上げ工
12	4	13	5	1		化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）15章左官工事の規定によるものとする。	12	4	13	5	1		化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）15章左官工事の規定による。
12	4	13	6	0	4-13-6	タイル仕上げ工	12	4	13	6	0	4-13-6	タイル仕上げ工
12	4	13	6	1		タイル張り仕上げについては、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）11章タイル工事の規定によるものとする。	12	4	13	5	1		タイル張り仕上げについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（国土交通省、令和7年3月）11章タイル工事の規定による。
12	5	0	0	0	第5章	グラウンド・コート整備	12	5	0	0	0	第5章	グラウンド・コート整備
12	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	5	2	0	0			12	5	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年5月）
12	5	2	0	0			12	5	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年7月）
12	5	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月）	12	5	2	0	0		日本道路協会 令和7年版 舗装再生便覧（令和7年3月）

山口県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）新旧対照表

現行（令和6年10月）							新（令和7年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	5	2	0	0		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] （平成 24 年 6 月）	12	5	2	0	0		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 （平成24年 6 月）
12	5	2	0	0		日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針（平成29年改訂版） （平成29年 5 月）	12	5	2	0	0		日本スポーツ施設協会 屋外スポーツ施設の建設指針 （令和7年 3 月）
12	5	2	0	0		日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第2版（平成26年 4 月）	12	5	2	0	0		日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第3版（令和2年 7 月）
12	6	0	0	0	第6章	自然育成	12	6	0	0	0	第6章	自然育成
12	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	6	2	0	0		受注者は、設計図書 において特に定めのない事項については、最新の関係基準等によらなければならない。	12	5	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年 5 月） 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年 7 月） 国土交通省 緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項（都市緑地法運用指針 参考資料（平成23年10月） 環境省 自然公園等施設技術指針（令和4年 3 月） 農林水産省 水田生態系の保全に視点を置いた整備技術の解説書（平成23年 3 月） 農林水産省 水田生態系の保全技術ガイドブック（平成28年 3 月）

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行（令和6年10月）					新（令和7年10月）				
第2編2-3-3 アスファルト舗装用骨材					第2編2-3-3 アスファルト舗装用骨材				
表2-5 再生砕石の粒度					表2-5 再生砕石の粒度				
ふるい目 の開き		粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R C－40)	30～0 (R C－30)	20～0 (R C－20)			
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm			100					
	37.5mm			95～100	100				
	31.5mm			－	95～100				
	26.5mm			－	－	100			
	19mm			50～80	55～85	95～100			
	13.2mm			－	－	80～90			
	4.75mm			15～40	15～45	20～50			
	2.36mm			5～25	5～30	10～35			
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。									

第2編2-3-3 アスファルト舗装用骨材					第2編2-3-3 アスファルト舗装用骨材				
表2-5 再生砕石の粒度					表2-5 再生砕石の粒度				
ふるい目 の開き		粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R C－40)	30～0 (R C－30)	20～0 (R C－20)			
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm			100					
	37.5mm			95～100	100				
	31.5mm			－	95～100				
	26.5mm			－	－	100			
	19mm			50～80	55～85	95～100			
	13.2mm			－	－	80～90			
	4.75mm			15～40	15～45	20～50			
	2.36mm			5～25	5～30	10～35			
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む解砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。									

表2-6 再生粒度調整砕石の粒度					表2-6 再生粒度調整砕石の粒度				
ふるい目 の開き		粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R M－40)	30～0 (R M－30)	25～0 (R M－25)			
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm			100					
	37.5mm			95～100	100				
	31.5mm			－	95～100	100			
	26.5mm			－	－	95～100			
	19mm			80～90	80～90	－			
	13.2mm			－	－	55～85			
	4.75mm			30～85	30～85	30～85			
	2.36mm			20～50	20～50	20～50			
	425μm			10～30	10～30	10～30			
	75μm			2～10	2～10	2～10			
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。									

表2-6 再生粒度調整砕石の粒度					表2-6 再生粒度調整砕石の粒度				
ふるい目 の開き		粒 度 範 囲 (呼び名)		40～0 (R M－40)	30～0 (R M－30)	25～0 (R M－25)			
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53mm			100					
	37.5mm			95～100	100				
	31.5mm			－	95～100	100			
	26.5mm			－	－	95～100			
	19mm			80～90	80～90	－			
	13.2mm			－	－	55～85			
	4.75mm			30～85	30～85	30～85			
	2.36mm			20～50	20～50	20～50			
	425μm			10～30	10～30	10～30			
	75μm			2～10	2～10	2～10			
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む解砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。									

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和6年10月)	新 (令和7年10月)																						
第2編2-3-3 アスファルト舗装用骨材	第2編2-3-3 アスファルト舗装用骨材																						
表2-13 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	表2-13 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質																						
<table><tr><td>旧アスファルトの含有量</td><td>%</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td><td>針入度 1/10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>圧裂係数 MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量</td><td>%</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕 アスファルトコンクリート 再生骨材は、通常 20～13 mm、13～5 mm、5～0 mmの3種類の粒度や 20～13 mm、13～0 mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mm の粒度区分のものに適用する。 〔注3〕 アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0 mm相当分を求めてもよい。また、13～0 mmあるいは 13～5 mm、5～0 mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13 0 mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 〔注4〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び 75μm を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注5〕 骨材の微粒分量試験は JIS A 1103 (骨材の微粒分量試験方法) により求める。 〔注6〕 アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 〔注7〕 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下	<table><tr><th>項目</th><th>目標値</th></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量</td><td>%</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td>旧アスファルトの針入度 (25℃)</td><td>1/10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量</td><td>%</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注4〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103：2014骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注5〕 アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	項目	目標値	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25℃)	1/10mm	20以上	骨材の微粒分量	%	5以下
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																					
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上																					
	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下																					
骨材の微粒分量	%	5以下																					
項目	目標値																						
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																					
旧アスファルトの針入度 (25℃)	1/10mm	20以上																					
骨材の微粒分量	%	5以下																					
なし	表2-14 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質																						
	<table><tr><th>項目</th><th>目標値</th></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量</td><td>%</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)</td><td>MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量</td><td>%</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注4〕 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mmと5～0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。 〔注5〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注6〕 アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	項目	目標値	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)	MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下											
項目	目標値																						
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																					
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)	MPa/mm	1.70以下																					
骨材の微粒分量	%	5以下																					

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和6年10月)

第2編2-3-3 アスファルト舗装用骨材

表2-16 舗装用石油アスファルトの規格

種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
針入度(25℃)	40を超え	60を超え	80を超え	100を超え	120を超え	150を超え	200を超え
1/10mm	60以下	80以下	100以下	120以下	150以下	200以下	300以下
軟化点	47.0～	44.0～	42.0～	40.0～	38.0～	30.0～	30.0～
℃	55.0	52.0	50.0	50.0	48.0	45.0	45.0
伸度(15℃)	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
cm							
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点	260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上
℃							
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—
蒸発後の質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—
密度(15℃)	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上
g/cm ³							

[注1] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

新 (令和7年10月)

第2編2-3-3 アスファルト舗装用骨材

表2-17 舗装用石油アスファルトの規格

種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
針入度(25℃)	40を超え	60を超え	80を超え	100を超え	120を超え	150を超え	200を超え
1/10mm	60以下	80以下	100以下	120以下	150以下	200以下	300以下
軟化点	47.0～	44.0～	42.0～	40.0～	38.0～	30.0～	30.0～
℃	55.0	52.0	50.0	50.0	48.0	45.0	45.0
伸度(15℃)	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
cm							
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点	260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上
℃							
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—
蒸発後の質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—
密度(15℃)	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上
g/cm ³							

[注1] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

[注2] 舗装用の新アスファルトである120～150、150～200、200～300は、「JIS K 2207：2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。

表2-27 再生用添加材の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度(60℃) mm ² /s	80～1,000
引 火 点℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密 度(15℃) g/cm ³	報告
組 成(石油学会規格JPI-5S-70-10)	報告

[注1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm3以上とすることが望ましい。

表2-28 再生用添加材の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度(60℃) mm ² /s	80～1,000
引 火 点℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密 度(15℃) g/cm ³	報告
組 成(石油学会規格JPI-5S-77-19)	報告

[注1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm3以上とすることが望ましい。

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行（令和6年10月）			新（令和7年10月）				
第3編1-1-3 監督職員による確認及び立会等			第3編1-1-3 監督職員による確認及び立会等				
表1-1 段階確認一覧表			表1-1 段階確認一覧表				
種 別	細 別	確 認 時 期	種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	河川土工 海岸土工 砂防土工 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土（岩）質の変化毎
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時	道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤工）		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時		置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時		サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
					施工完了時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
					施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
					薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時	矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適合	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
					打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時		鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適合	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
					打込完了時	基準高、変位	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適合、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
					打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
					掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
					施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時			杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時					
鋼管井筒基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時					

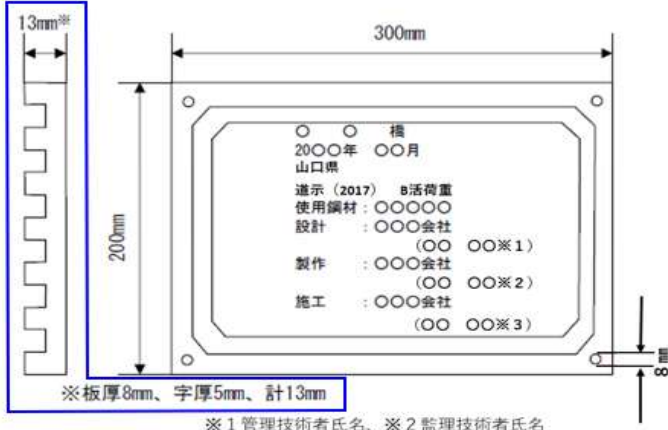
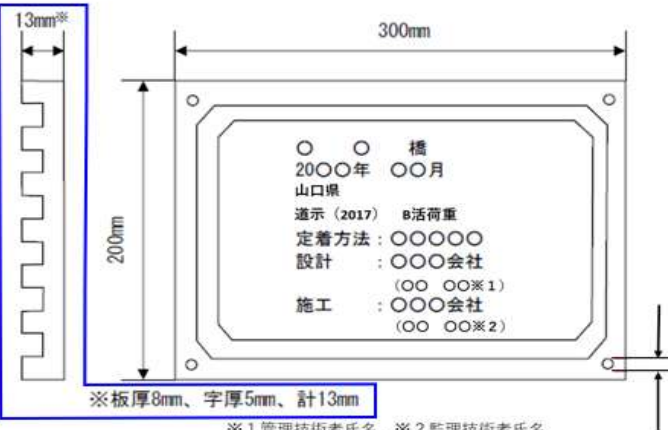
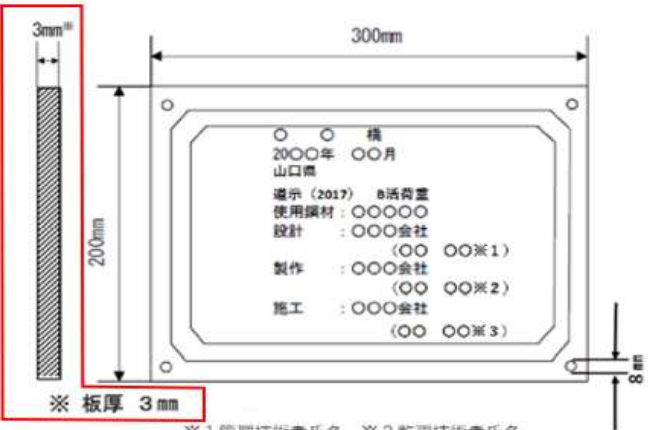
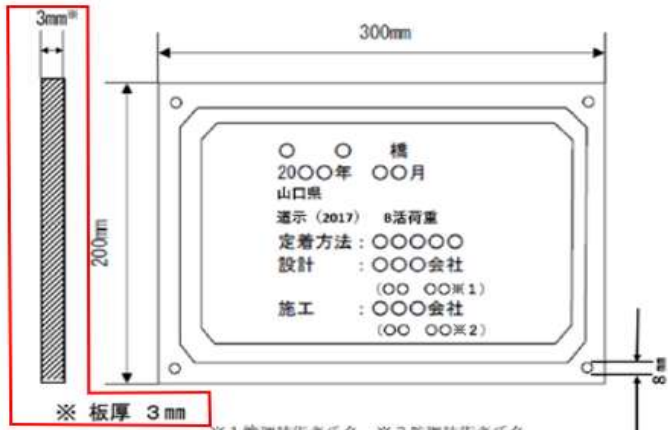
土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行（令和6年10月）			新（令和7年10月）					
種 別	細 別	確 認 時 期	種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度	
置換工(重要構造物)		掘削完了時	重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	
築堤・護岸工		法線設置完了時			床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回/1構造物	
砂防えん堤		法線設置完了時			鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：3.0％程度 /1構造物 重点：6.0％程度 /1構造物	
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前				埋め戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
	基礎工・根固工	設置完了時						
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防えん堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	躯体工 R C躯体工		杏座の位置決定時	杏座の位置	1回/1構造物	
	床版工			鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：3.0％程度 /1構造物 重点：6.0％程度 /1構造物		
	鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	鋼 橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般： ー 重点：1回/1構造物
	ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	ポストテンションT(I)桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 (横締め作業)	設計図書との対比	一般：5.％程度 /総ヶ数 重点：10.％程度 /総ヶ数
						プレストレス導入完了時 (縦締め作業)	設計図書との対比	一般：1.0％程度 /総ヶ数 重点：2.0％程度 /総ヶ数
						PC鋼線・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般：30％程度 /1構造物 重点：60％程度 /1構造物
		地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30％程度 /1構造物 重点：60％程度 /1構造物		
		トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置
	トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)	トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、コンクリート打込本数及び長さ	1回/支保工変更毎
	トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後	トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督：地山等級がD、Eのもの
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時			コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認	
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	トンネルインバート工			鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時						
		現場溶接工	溶接前 溶接完了時					
			現場塗装工	塗装前 塗装完了時				
ダム工	各工事ごと別途定める							

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行（令和6年10月）	新（令和7年10月）																															
	<table><tr><th>種 別</th><th>細 別</th><th>確 認 時 期</th><th>確 認 項 目</th><th>確 認 の 程 度</th></tr><tr><td rowspan="6">鋼板巻立て工</td><td>ブーチング定着アンカー穿孔工</td><td>ブーチング定着アンカー穿孔時</td><td>削孔長、径、間隔、孔内状況</td><td>1回/1構造物</td></tr><tr><td>鋼板取付け工、固定アンカー工</td><td>鋼板建込み固定アンカー完了時</td><td>施工図との照合、材片の組合せ精度</td><td>1回/1構造物</td></tr><tr><td rowspan="2">現場溶接工</td><td>溶接前</td><td>仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況</td><td rowspan="2">1回/1構造物</td></tr><tr><td>溶接完了時</td><td>溶接部の外観状況</td></tr><tr><td rowspan="2">現場塗装工</td><td>塗装前</td><td>鋼板面の素地調整状況</td><td rowspan="2">1回/1構造物</td></tr><tr><td>塗装完了時</td><td>外観状況</td></tr><tr><td>9'ム工</td><td>各工事ごと別途定める</td><td></td><td>各工事ごと別途定める</td><td></td></tr></table> 注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、設定することとする。 ・1ロットとは、コンクリート打設毎とする。 ・一般監督:重点監督以外の工事 ・重点監督:下記の工事(別紙を参照のこと) - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事 - ロ 施工条件が厳しい工事 - ハ 第三者に対する影響がある工事	種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度	鋼板巻立て工	ブーチング定着アンカー穿孔工	ブーチング定着アンカー穿孔時	削孔長、径、間隔、孔内状況	1回/1構造物	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1回/1構造物	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況	1回/1構造物	溶接完了時	溶接部の外観状況	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回/1構造物	塗装完了時	外観状況	9'ム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	
種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度																												
鋼板巻立て工	ブーチング定着アンカー穿孔工	ブーチング定着アンカー穿孔時	削孔長、径、間隔、孔内状況	1回/1構造物																												
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1回/1構造物																												
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況	1回/1構造物																												
		溶接完了時	溶接部の外観状況																													
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回/1構造物																												
		塗装完了時	外観状況																													
9'ム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める																													

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和6年10月)	新 (令和7年10月)
第3編2-3-25 銘板工	第3編2-3-25 銘板工
図2-2 銘板の寸法及び記載事項  ※板厚8mm、字厚5mm、計13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名  ※板厚8mm、字厚5mm、計13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名	図2-2 銘板の寸法及び記載事項  ※板厚 3mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名  ※板厚 3mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行（令和6年10月）		新（令和7年10月）																			
第2編2-6-3 アスファルト舗装の材料		第2編2-6-3 アスファルト舗装の材料																			
表 2-23 鉄鋼スラグの品質規格 <table><tr><th>材 料 名</th><th>呼び名</th><th>表乾密度 (g/cm³)</th><th>吸水率 (%)</th><th>すりへり減量 (%)</th><th>水 浸 膨張比（%）</th></tr><tr><td>クラッシュラン 製鋼スラグ</td><td>C S S</td><td>—</td><td>—</td><td>50以下</td><td>2.0以下</td></tr><tr><td>単粒度製鋼スラグ</td><td>S S</td><td>2.45以上</td><td>3.0以下</td><td>30以下</td><td>2.0以下</td></tr></table> [注]水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。		材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比（%）	クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	—	—	50以下	2.0以下	単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	削除	
材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比（%）																
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	—	—	50以下	2.0以下																
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下																
表 2-24 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><td>旧アスファルトの含有量</td><td>％</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td><td>針入度 1/10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>圧裂係数 MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量</td><td>％</td><td>5以下</td></tr></table> [注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～30mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量および75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。		旧アスファルトの含有量	％	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	％	5以下	削除								
旧アスファルトの含有量	％	3.8以上																			
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上																			
	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下																			
骨材の微粒分量	％	5以下																			

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行（令和6年10月）	新（令和7年10月）												
第6編1-7-2 材料 なし	第6編1-7-2 材料 表2-1 樹脂発泡体目地地板の規格値 <table><tr><td>復元率</td><td>90%以上</td><td>KDKS0607-1968による</td></tr><tr><td>圧縮荷重</td><td>0.15N/mm²以上</td><td>〃 50%圧縮時</td></tr><tr><td>硬度</td><td>40度以上</td><td>SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）</td></tr><tr><td>見かけ密度</td><td>0.06g/cm³以上</td><td></td></tr></table> ※発泡倍率15倍で規格値を満足する	復元率	90%以上	KDKS0607-1968による	圧縮荷重	0.15N/mm ² 以上	〃 50%圧縮時	硬度	40度以上	SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）	見かけ密度	0.06g/cm ³ 以上	
復元率	90%以上	KDKS0607-1968による											
圧縮荷重	0.15N/mm ² 以上	〃 50%圧縮時											
硬度	40度以上	SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）											
見かけ密度	0.06g/cm ³ 以上												
第10編6-8-6 銘板工 図6-2 標示板の設置イメージ図 (標示板) 600mm 400mm 〇〇〇トンネル 20〇〇年〇〇月 山口県 延長 〇 m 高 〇 m 施工 〇〇KK 板厚8mm 字厚5mm 計13mm (取付け図) 50cm 150cm 舗装面	第10編6-8-6 銘板工 図6-2 標示板の設置イメージ図 (標示板) 600mm 400mm 〇〇〇トンネル 20〇〇年〇〇月 山口県 延長 〇 m 高 〇 m 施工 〇〇KK 板厚3mm (取付け図) 50cm 150cm 舗装面												